

後期高齢者医療事務における 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

1 特定個人情報保護評価の再実施

- ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10号）」により、令和4年4月1日から公的給付支給等口座登録制度が開始され、令和4年10月以降に公的給付支給等口座（以下「公金受取口座」という。）を活用した公的給付の支給等が実施される予定です。
- ・公的給付支給等口座登録制度は、住民が、現在金融機関にお持ちの預貯金口座を一人一口座、公的給付等の受取のための公金受取口座として、国（デジタル庁）に事前に登録したものを、国・自治体等の行政機関等における各給付手続等において活用する制度です。
- ・当該制度の開始に伴い、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）に、各給付申請手続を受ける行政機関等が、公金受取口座への支給を希望する住民について、マイナンバーを活用した情報連携により公金受取口座情報を入手する内容を追加し、特定個人情報保護評価（以下、「評価」という。）の再評価を実施します。

2 評価の実施手順

- ・評価は、個人情報保護委員会（国の三条委員会）規則に定められた評価基準に基づき、特定個人情報ファイルを利用する事務ごとに実施します。
- ・30万件を超える特定個人情報ファイルを保有することが見込まれる事務は、評価書を作成します。（本市後期高齢者医療事務が該当）
- ・評価書に記載する特定個人情報保護等の内容を公表して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、市民の皆様のご意見を募集します（パブリックコメント）。
- ・市民の皆様のご意見を反映した評価書を、さらに堺市個人情報保護審議会で点検を受け、評価書は完成し、評価書を個人情報保護委員会へ提出・市HPへ掲載し公表することで、評価の完了となります。

3 評価書の主な修正内容

- ・事務の内容について、今回追加される流れ等を追記します。
- ・その他、法令改正等に伴う記載の修正を行います。

4 評価実施後の再評価等

- ・今後、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、また5年ごとに再評価を実施します。さらに、情報セキュリティにかかる重要な変更など特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、都度、再評価を実施します。